令和3年度第3回南関町農業委員会会議録

令和3年6月10日(木) 午前9時30分開会 南関町役場第一会議室

一、開会宣言

二、議事日程

- 1. 開 会
- 2. 農業委員憲章朗読

9番 大 倉 公 泰 君

- 3. 会長挨拶
- 4. 議事録署名人の指名

1番 片 山 幸 次 君 3番 菅 原 和 義 君

- 5. 議 事
 - 第13号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
 - 第14号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 第15号議案 農地利用集積計画の承認について
 - 第16号議案 農業委員会事務の実施状況等の公表について

報告第 5号 合意解約について

- 6. その他
- 7. 閉 会

三、出席委員は次のとおりである。(10名)

会長 竹島 久利 君副会長 釘崎眞貴子 君1番 片山 幸次 君3番 菅原 和義 君4番 末竹 信雄 君5番 荒木 茂 君6番 西山 良輔 君7番 片山カツ子 君8番 山本 精武 君9番 大倉 公泰 君

四、欠席委員は次のとおりである。(1名)

2番 橋本 勝 君

五、本会議に職務のため出席した者の職氏名(2名)

書記齋田士郎君一般事務田中一孝君

令和3年度第3回南関町農業委員会会議録 議事の経過

開会 午前9時30分

1. 開 会

- **○副会長(釘崎 眞貴子君)** それでは、ご起立をお願いします。時間が参りましたので、ただいまより令和3年度第3回南関町農業委員会総会を開会いたします。礼。
- ○事務局(齋田 士郎君) それでは、まず2番、橋本委員さんより欠席の旨通告がありましたので、ご報告いたします。本日の出席委員は、11名中10名で定足数に達しておりますので、総会が成立することをご報告いたします。

2. 農業委員憲章朗読

- **〇事務局(齋田 士郎君)** それでは、農業委員憲章朗読を9番、大倉委員さんより、 よろしくお願いいたします。
- ○9番(大倉 公泰君) (農業委員憲章は省略)
- **○事務局(齋田 士郎君)** ありがとうございました。 それでは、総会開催にあたり、会長ご挨拶をお願いいたします。

3. 会長挨拶

〇会長(竹島 久利君) おはようございます。

暑い中、いよいよ田植えの時期となりまして、大変お忙しい中、今日の総会にご 出席ありがとうございます。新型コロナも今接種が始まっておりますので、大分今 度は終息すると思っております。来月あたりから私たちにも案内きております。接 種するということになっておりますので、(聴取不能)ます。

それから、今いろいろと荒廃地が進んできておりますので、いろいろ業者が入ってきていろいろ問題も出てきておりますけど、なんちゅうか荒廃地が進んでいろいろ(聴取不能)どうしようかと言うて町のほうとも協議しているわけですね。というのもやっぱり業者が進んで入ってきて、農地をずっと買うもんで、いろいろ問題も出てくるわけですよね。そういうところで町と今協議をしているところが申請を出して前は5年間ぐらいで申請できんということになっとったんですけど、それが決まりじゃないんですけど、今はそれが立ち消えになって3年ぐらいかな、それでも今ないような状態でございます。そのところでいろいろと問題が出てきているような現状でございますので、今そういうことに対して町のほうと協議しているところでございます。これはまた来月申請が上がってくると思いますけど、またそのと

きに詳しく話をしたいと思いますので、今日はいたしません。

では、審議を続けたいと思いますので、よろしくお願いします。

〇事務局(齋田 士郎君) ありがとうございました。

それでは、南関町農業委員会会議規則第4条により、以降の議事の進行は竹島会長にお願いいたします。

なお、発言しようとする委員は、議長の許可を受けなければならないとなっています。また、携帯電話につきましては、音が鳴らないように対応をお願いいたします。

それでは、会長、お願いいたします。

4. 議事録署名人の指名

○議長(竹島 久利君) それでは、議事に入ります。

まず議事録署名人を指名したいと思いますので、今回は、議事録署名人として1 番片山委員、3番の菅原委員をお願いします。

なお、今回も前回に引き続き、新型コロナの感染防止のため今総会の開催時間を できる限り短縮することを目的として、事務局が行う議案書の説明については事前 に資料を配付しておりますので、必要最小限といたしておきます。

5. 議事

○議長(竹島 久利君) それでは、議案審議に入ります。

第13号議案、「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。案件は2件の9筆でございます。

それでは、本案について現地調査に出向かれました農業委員さんより補足説明を お願いします。

8番、山本委員お願いします。

○8番(山本 精武君) 8番、山本です。

31日の日に事務局と推進委員の松田君と現地確認行ってきました。場所は上坂下日明地区です。議案第13号、農地法第3条、申請番号91番、92番の所有権移転申請についてご説明いたします。

譲渡人と譲受人は親族であり、贈与による祖父母から孫への所有権移転申請です。 現地確認を行い、申請書等により協議、検討した結果、農地法第3条第2項各号の 不許可要件に該当しておらず、申請は妥当と思われます。

皆さん、ご審議のほどよろしくお願いします。以上です。

〇議長(竹島 久利君) ありがとうございました。委員の説明が終わりました。何か

ご意見、ご質問ございませんか。

- ○8番(山本 精武君) 8番、山本ですけど、この案件は以前孫さんが新規就農者として3年ぐらい前から農業を始められたわけです。最初は期間借地ということで購入されとったらしいんですけど、新規就農者の補助金もありますので、補助金の場合は自分の土地じゃないとでけんということで、今度の申請になったと聞いております。頑張っておられますので、私も地元で応援隊としてゆくゆくは私たちのところも耕してもらわなんいかん人ですから、よろしくお願いします。
- ○議長(竹島 久利君) 今度から新規就農者に入ってる。今度から、今年から。
- 〇8番(山本 精武君) 何が。

新規就農者は3年ぐらい前から。認定農業者にも2、3年前ぐらいから入っとるですもんね。それで補助金をもろうとる人は結局自分のものじゃないとでけんということで、じいちゃんからお父さんじゃなくて直接孫に贈与された。そういうことですので、よろしく。

O議長(竹島 久利君) はい、わかりました。

ほかに何かご意見、ご質問ございませんか。

(なしの声)

○議長(竹島 久利君) それでは、ないようでございますので、採決をいたします。 第13号議案について、原案どおり決定することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

○議長(竹島 久利君) 異議なしと認め、第13号議案を原案どおり決定をいたします。

続きまして、第14号議案、「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

案件は3件の3筆でございます。

この案について現地調査に出向かれました農業委員より説明をお願いします。 1番、片山委員お願いします。

○1番(片山 幸次君) 議案第14号、農地法第5条、申請番号116番についてご 説明いたします。

転用目的は、太陽光発電施設の建設計画です。計画内訳は、パネル設置面積が533㎡、パネル枚数が324枚です。

申請地の農地区分は、公共投資がなされていない、農地の広がりが10ha未満であることから第2種農地であると判断されます。現地調査を行い検討したところ、農地区分に応じた許可基準である「立地基準」、農地転用の確実性等を判断する「一般基準」ともに条件を満たしていると判断されました。また、排水計画、被害

防除計画ともに問題ないと思われます。

ご審議、よろしくお願いします。

○議長(竹島 久利君) ありがとうございました。

続きまして、9番大倉委員。

○9番(大倉 公泰君) 私も事務局二人と推進委員さんと4人で現場調査をやりました。皆さん、図面を見てもらうとわかるように、南関のほうから坂下に向かって県道4号線の納豆工場の手前の昔自動車屋さんのあったすぐ反対側の左側のところの申請でございます。

転用目的は、個人住宅、駐車場の整備計画でございます。

申請地の農地区分は、公共投資がなされていない、農地の広がりが10ha未満であることから第2種農地であると判断されます。現地調査を行い検討したところ、農地区分に応じた許可基準である「立地基準」、農地転用の確実性等を判断する「一般基準」ともに条件を満たしていると判断されました。また、排水計画、被害防除計画ともに問題はないと思います。

隣・近所のことで意見ありましたけど、皆さんの話し合いで(聴取不能)と思います。私がいらんことでございますけれども、高まりでございますので宅地の方は家を建ったときには必ず右左を見て事故のないように過ごしてもらいたいと思います。

審議のほうよろしくお願いします。

O議長(竹島 久利君) ありがとうございました。

続きまして、7番片山委員お願いします。

〇7番(片山 カツ子君) 7番、片山です。

私たちも事務局さん二人と片山さんとそれから私、それと推進委員さん5名で行きました。実際行ったところは、申請番号119番、土地の所有などは記載のとおりです。

第14号議案、農地法第5条、申請番号119番について説明いたします。 転用目的は、学習センター施設の建設です。

申請地の農地区分は、公共投資がなされていない、農地の広がりが10ha未満であることから第2種農地であると判断されます。現地調査を行い検討したところ、農地区分に応じた許可基準である「立地基準」、農地転用の確実性等を判断する「一般基準」ともに条件を満たしていると判断されました。また、排水計画、被害防除計画ともに問題ないと思います。

なお、本案件は既に事業が完了している無断転用であることから、始末書が添付 されております。 ご審議、よろしくお願いいたします。

- O議長(竹島 久利君) ありがとうございました。 これは以前ちょっと前から建っておったわけですね。
- 〇7番(片山 カツ子君) はい。
- ○9番(大倉 公泰君) これはいつ頃から建っておっとですかね。
- ○事務局(齋田 士郎君) 事務局から補足でご説明差し上げます。以前、学校教育課からの補助金をもらわれて、学習センターとして建設をされているみたいで、前任の担当者にもお話を伺ったところ、確実な年数はわかりませんでしたが15年ほど前には建っていただろうということでした。

以上です。

- **〇9番(大倉 公泰君)** これなし今こげんわかったつ。よかです、大丈夫です。
- ○議長(竹島 久利君) 始末書は出てるということで。
- **〇9番(大倉 公泰君)** ・・・そのままで。
- ○議長(竹島 久利君) 何かほかにございませんか。

(ありませんの声)

○議長(竹島 久利君) ないようでございますので、採決をいたします。 第14議案、原案どおり決定することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

○議長(竹島 久利君) 異議なしと認め、第14号議案は原案どおり決定をいたします。

続きまして、第15号議案、「農地利用集積計画の承認について」を議題といた します。

本案は、農業経営基盤強化推進法に基づく農地利用集積計画2件でございます。 中の資料を見て、何かご意見、ご質問ございませんか。何かございませんか。

(なしの声)

○議長(竹島 久利君) それでは、ないようでございますので、採決をいたします。 第15号議案について、原案どおり承認することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

○議長(竹島 久利君) 異議なしと認め、第15号議案は、原案どおり承認をされました。

続きまして、第16号議案、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」を 議題といたします。

事務局より内容の説明をお願いします。

○事務局(齋田 士郎君) 事務局から説明を申し上げます。

第16号議案、農業委員会事務の実施状況等の公表についてご説明いたします。 農業委員会等に関する法律第37条及び平成28年3月4日付け27経営第29 33号農林水産省経営局農地政策課長通知に基づき、各農業委員会の農地等の利用 の最適化の推進状況、その他の事務に関する活動計画及び活動の点検・評価の公表 を行うことが義務付けられています。

そこで、お配りしている資料のとおり、「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」の実績と「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画」を作成しております。

事務局からの説明は以上です。

○議長(竹島 久利君) 事務局の説明は終わりました。

何かご意見、ご質問ございませんか。

(なしの声)

○議長(竹島 久利君) ないようでございますので、採決をいたします。 第16号議案について、原案どおり承認することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

○議長(竹島 久利君) 異議なしと認め、第16号議案は、原案どおり承認をされました。

続きまして、報告第5号、「合意解約について」を議題といたします。

本件については、報告の内容を配布済みでございますので、これで終了させてい ただきます。

それでは、本日の議案は全て終了させていただきます。

7. 閉 会

〇議長(竹島 久利君) 本日の議決事件の字句の整理を議長に一任していただきたい と思いますので、異議ありませんか。

(はいの声)

- 〇議長(竹島 久利君) 異議なしと認め、処理することにいたします。 皆様方には、慎重審議をいただきありがとうございました。これをもちまして、 議長の席を降りさせていただきます。ありがとうございました。
- **〇事務局(齋田 士郎君)** ありがとうございました。 それでは、閉会を副会長、お願いいたします。
- O副会長(釘崎 眞貴子君) それでは、ご起立ください。

本日もご審議いただきありがとうございました。これをもちまして第3回農業委員会総会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉会 午前9時52分

本案は顛末相違ないことを認め、ここに署名します。

南関町農業委員会会長

議事録署名人

議事録署名人